

小諸市産業立地

助成制度・支援制度のご案内

小諸市役所 商工観光課 企業立地定住促進係

Tel:0267-22-1700 Mail:kigyou@city.komoro.nagano.jp

土地・建物の取得をお考えの事業者のみなさん

1 土地を取得する (工場等用地取得事業助成金)

最大 1.5 億円

対象者	次のいずれかの事業者 製造業／電気・ガス・熱供給・水道業(ただし太陽光発電事業は除く)／情報通信業／卸売業、小売業／運送業／学術研究、専門・技術サービス業／教育・学習支援業	
対象事業費	用地取得費及び取得した用地の造成費	
要件	面積	1,000㎡以上の用地取得(情報通信業の場合は300㎡以上)
	建物	取得用地に延床面積20%以上の工場等を建設すること
	操業	取得後2年以内の操業開始
	目的	賃貸目的ではないこと
助成率	基本	対象事業費の100分の30以内 ※ただし、開発許可済みの用地の場合は、用地取得費のみ対象経費とする。
	居ぬき	対象事業費の100分の10以内
	特別	情報技術産業、研究開発及び人材育成に係る施設の場合は100分の50以内 その他市長が認めるもの100分の50以内
限度額	1.5億円	
交付	操業開始後3年間の分割交付	

2 建物を取得する (工場等整備事業助成金)

5,000 万円^{最大}

対象者	次のいずれかの事業者 製造業／電気・ガス・熱供給・水道業(ただし太陽光発電事業は除く)／情報通信業／卸売業、小売業／運送業／学術研究、専門・技術サービス業／教育・学習支援業	
対象事業費	工場等及び生産設備の取得に直接要した費用	
要件	対象	新築又は増築した工場等及びその工場等に設置するために新たに取得した生産設備。また、新築により取得したオフィス等。
	投資額	対象物の投下固定資産総額が5,000万円以上、情報通信業の場合は1,000万円以上
	対象外	2次取得、改修費用、生産設備取得事業で対象となった生産設備
	目的	賃貸目的ではないこと
助成率	対象事業費の100分の3以内 工場等用地取得事業助成金対象者は100分の5以内 オフィス等の場合は、100分の20以内	
限度額	5,000万円 ※平成28年度に工場等用地取得事業を利用している場合は1,000万円とする	
交付	操業開始後3年間の分割交付	

3 雇用する (市内雇用拡大事業助成金)

2,000 万円^{最大}

対象者	工場等用地取得事業及び工場等整備事業対象者 (小諸市内に土地を買い、工場等の建物を建てて事業を営む方)
要件	以下の条件を全て満たす従業員の雇用人数に応じて助成 ①工場等用地取得事業及び工場等整備事業を利用し建設した工場等で雇用する従業員 ②小諸市の住民登録台帳に登録された従業員 ③操業開始の前後1年以内に常時雇用する労働者として雇い入れた従業員 ④操業開始後1年以上継続して雇用した従業員 ⑤社会保険加入の従業員
助成額	従業員一人につき20万円
限度額	2,000万円
申請	申請は1事業者1度とし、操業開始後14月以内に申請することとする
交付	対象者全員の1年以上の雇用が確認できた後交付
備考	解雇した従業員は対象者から除く

4 地域未来投資促進法

税制優遇

対象者	県知事による地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 県知事による地域経済牽引事業計画の承認を受けた者のうち、国による先進性の確認を受けた者
要件	県で定める基本計画のうち、以下に記載する地域の特性に合致する事業であること ①成長ものづくり分野 ②先進的ものづくり分野 ③ヘルスケア分野 ④観光・スポーツ・文化・まちづくり分野 ⑤観光・まちづくり分野 ⑥農林水産・地域商社分野 ⑦環境・エネルギー分野 対象資産の取得合計額が1億円以上であること
対象資産	地域経済牽引事業計画に記載された新設又は増設の施設
支援内容	対象資産に関わる固定資産税の3年間免除
申請	固定資産取得後、税務課に申請
備考	市の支援制度に合わせて県、国による課税の特例を受けられる可能性がある

生産設備の導入をお考えの製造業者のみなさん

5 生産設備取得事業助成金

50 最大万円

対象者	市内に事業所を置く製造業者		
要件	対象	直接生産の用に供する生産設備の新たな取得	
	投資額	対象となる生産設備は1台500万円以上のもの ただし、小規模事業者の場合は1台300万円以上のもの	
	対象外	2次取得、工場等整備事業で対象となった生産設備	
	目的	賃貸目的ではないこと	
助成率	事業費の100分の10以内		
限度額	1社50万円		

6 中小企業等経営強化法

税制優遇

対象者	下記条件を満たす中小企業者のうち、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を作成し、その計画が小諸市で作成した「導入促進基本計画」等に合致し、小諸市長からの認定を受けた者（認定を受けた者と固定資産税の額の減免を受ける者は要件が異なります）			
要件	業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
	製造業その他	3億円以下	300人以下	
	卸売業	1億円以下	100人以下	
	小売業	5千万円以下	50人以下	
	サービス業	5千万円以下	100人以下	
	政業 令種 指 定	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
		ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業		5千万円以下	200人以下	
支援制度	生産設備に関わる固定資産税の免除(国、県により別途支援制度あり)			

その他の助成金

7 販路拡大促進事業

10^{最大}万円

概要	販路拡大のために実施する展示会への出展費用を助成
対象事業費	会場費及びブース装飾費
助成率	事業費の100分の20以内
限度額	1社10万円

8 産学官共同開発支援事業

100^{最大}万円

概要	信州大学・小諸市産学官連携協定に基づく共同開発に対する助成
対象事業費	人件費を除く共同開発のために直接要した費用
助成率	事業費の100分の50以内
限度額	同一目的のために実施する開発に関して1社最大100万円。ただし、開発が複数年に渡る場合、合計で100万円を上限とし、当該年度ごとに必要な額の申請が可能

9 サテライトオフィス等整備事業

100^{最大}万円

対象者	次のいずれかの事業者 市外に拠点事務所のある事業者等 (事業を営む法人又は個人)
対象事業費	サテライトオフィス、シェアオフィス等の開設における改修及び改築に要する経費並びに付帯設備の設置に要する経費
要件	市内に新規にオフィスを開設すること。開設したオフィスに従業員が1人以上就労すること。
助成率	事業費の100分の50以内
限度額	1社100万円

申請時添付書類

No	必要書類	事業名						
		①工場等用地取得事業	②工場等整備事業	③市内雇用拡大事業	④生産設備取得事業	⑤販路拡大促進事業	⑥産学共同開発事業	⑦サテライトオフィス等整備事業
1	申請書(様式1)	○	○	○	○	○	○	○
2	事業計画書	○	○	○	○	○	○	○
3	用地及び工場等の場所を示す位置図	○	○		○			○
4	工場等の配置を示す配置図	○	○					
5	工場等の立面図		○					
6	助成対象機器の設置場所を示す設置図		○		○			
7	用地取得契約書の写し	○						
8	用地造成工事契約書の写し	○						
9	設計及び建設工事契約書の写し		○					○
10	設備導入契約書の写し		○					
11	雇用契約書の写し			○				
12	法人登記簿謄本の写し	○	○		○			○
13	土地の登記簿謄本の写し	○	○					
14	納税証明書	○	○	○	○	○	○	○
15	住民票			○				
16	助成対象従業員一覧及び在職を証明する書類			○				○
17	展示会、研修会等参加対象及び参加費用が分かる資料					○		
18	導入機器等が分かる資料				○			
19	助成対象経費が分かる資料				○	○	○	○
20	社会保険の加入状況が分かるもの			○				
21	オフィス等の賃貸借契約書等の写し							○

事業完了後添付書類

No	必要書類	事業名						
		①工場等用地取得事業	②工場等整備事業	③市内雇用拡大事業	④生産設備取得事業	⑤販路拡大促進事業	⑥産学共同開発事業	⑦サテライトオフィス等整備事業
1	実績報告書(様式第4号)	○	○	○	○	○	○	○
2	事業が完了したことが分かる写真等の資料	○	○		○	○	○	○
3	工場等登記簿謄本の写し	○	○					○
4	助成対象者が対象経費を支払ったことがわかる書類(領収証等)	○	○		○	○	○	○
5	勤務表			○				